

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団規程第4条第7号に基づく、スポーツ少年団の顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、新潟県スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）名をもって行い、表彰状及び感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 10年以上にわたり顕著な活動を続け、他の模範となる登録単位スポーツ少年団を表彰する。
- (2) 10年以上にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者（過去にこの表彰を受けた者を除く。）を表彰する。
- (3) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者で、原則として新潟県スポーツ少年団から顕彰を受けたことのある者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、顕著な功績があると本部長が特に認めた者を顕彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により市町村スポーツ少年団本部長が所定の期日までに本部長に対して行うものとする。

(被顕彰者の決定等)

第5条 被顕彰者は、新潟県スポーツ少年団表彰選考委員会で前条の推薦書を審査して決定し、本部長が顕彰する。ただし、第3条第3号の被顕彰者の決定は本部長が専決することができる。

2 前項の被顕彰者については、新潟県スポーツ少年団総会に報告しなければならない。

3 第2条の表彰状及び感謝状の贈呈は、市町村スポーツ少年団本部長に委任することができる。

(要綱の変更)

第6条 この要綱は、新潟県スポーツ少年団総会の議決により変更することができる。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 新潟県スポーツ少年団顕彰要項（昭和59年5月1日施行）は、廃止する。
- 3 平成8年5月9日改正
- 4 平成20年5月23日改正
- 5 平成30年4月1日改正
- 6 令和2年4月1日改正
- 7 令和3年3月9日改正

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団顕彰要綱の規定に基づく
推薦書の様式及び推薦期日の指定

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団顕彰要綱第4条の推薦書の様式及び推薦期日を次のように定め、昭和63年4月1日から実施する。

1 推薦書の様式

名 称	別記様式番号	規定条文
単位スポーツ少年団顕彰推薦書	第1号様式の1	第3条第1号
単位スポーツ少年団略歴書	第1号様式の2	第3条第1号
スポーツ少年団登録者顕彰推薦書	第2号様式の1	第3条第2号
スポーツ少年団登録者略歴書	第2号様式の2	第3条第2号
スポーツ少年団退任者顕彰推薦書	第3号様式の1	第3条第3号
スポーツ少年団退任者略歴書	第3号様式の2	第3条第3号

2 推薦書の提出期日

毎年9月30日